

第4号様式（第10条関係）

平野住宅管理センター広告掲出許可書

大阪市指令〇第 号  
年 月 日

広告掲出者 住所  
氏名 様

大阪市長  
(都市整備局住宅部管理課)

年 月 日付けをもって申請のあった本市都市整備局管理の行政財産を広告掲出のため使用することについては、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の用途・目的を妨げない範囲内で次の条項により許可する。

記

(使用物件)

第1条 使用を許可する物件（以下「広告施設」という）は、次のとおりとする。

所 在 大阪市平野区喜連東4-4-35  
名 称 平野住宅管理センター 壁面  
面積又は数量 縦 mm×横 mm  
使用部分 詳細別図のとおり

(用途)

第2条 広告掲出の許可を受けた者（以下「広告掲出者」という。）は、前記の物件を広告掲出の用に供するものとする。

(広告掲出の期間)

第3条 広告掲出の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 広告掲出の期間満了後、引き続き広告掲出の許可を受けようとするときは、期間満了前30日前までに申請しなければならない。

(広告料)

第4条 広告掲出のための広告施設の使用にかかり本市に納入する使用料（以下「広告料」という。）は、総額 円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、別途発する納入通知書により納期限までに納入しなければならない。

2 既納の広告料は還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(延滞金)

第5条 納期限までに広告料を納入しない場合において、督促状の指定期限までに納入しないときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例に基づき計算した延滞金を納入しなければならない。

(広告の作成、掲出及び撤去等)

第6条 広告は広告主の責任及び負担で作成するものとする。

2 広告掲出者は掲出する広告を 年 月 日までに、大阪市都市整備局住宅部管理課（管理グループ）に提出するものとする。

3 広告の掲出及び撤去に関する作業は原則として広告掲出者が行う。ただし、協議の結果、大阪市が行うこともできることとする。

(広告内容等の修正)

第7条 市長は、広告の内容、デザイン等が各種法令等または平野住宅管理センター行政財産広告掲出要領に違反し、あるいはそのおそれがあると判断したときは、広告掲出者に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告内容等の変更)

第8条 広告掲出者は、広告の内容等を変更するときは、変更の7日前までに大阪市都市整備局住宅部管理課（管理グループ）に協議するものとする。

(許可の取消し等)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、広告掲出の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は新たに条件を付し、若しくは条件を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により広告掲出の許可を受けたとき
- (2) 広告掲出者が、大阪市財産条例（昭和39年大阪市条例第8号）、大阪市財産規則（昭和39年大阪市規則第17号）若しくは大阪市行政財産広告取扱規則（平成19年大阪市規則第53号）（以下「条例等」という。）若しくは当該広告掲出の許可に付した条件に違反し、又は条例等に基づく指示に従わないとき
- (3) 平野住宅管理センター行政財産広告掲出要領第2条または第3条のいずれかに該当すると判明したとき。
- (4) 指定する期日までに広告料の納付がないとき
- (5) 指定する期日までに広告の提出がないとき
- (6) 第7条の規定による広告内容の修正を広告掲出者が行わないとき
- (7) 広告内容等が、各種法令または平野住宅管理センター行政財産広告掲出要領に違反している、あるいはそのおそれがあるときで、第7条の規定によっても解消できないとき
- (8) 本市の事務又は事業の遂行上必要があるとき
- (9) 市長が公益上その他特別の事由があると認めるとき

(広告掲出の取下げ)

第10条 広告掲出者は自己の都合により広告の掲出を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲出を取り下げるときは、広告掲出者は書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下した場合は、既納の広告料は還付しない。

(原状回復義務)

第 11 条 広告掲出の許可の期間が満了し、又は広告掲出の許可を取り消されたときは、広告掲出者は、直ちに、広告又は広告を掲出する物件を撤去し、広告施設を原状に復さなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第 12 条 広告掲出者は、その責に帰する理由により、広告施設の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による広告施設の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、広告施設を原状に復した場合は、この限りでない。

- 2 前項に定める場合のほか、広告掲出者は、本許可書に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならぬ。

(維持管理)

第 13 条 掲示中の広告は、広告掲出者が維持管理を行い、常時適正な状態に保つこととし、これに要する費用は広告掲出者の負担とする。

(広告掲出者の責務)

第 14 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(疑義の決定)

第 15 条 本許可の各条項に関し疑義があるときその他広告施設の使用について疑義を生じたときは、すべて市長の決定するところによる。

(不服申立ての教示)

- 1 この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この許可については、上記 1 の審査請求のほか、この許可があつたことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができる。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。